



# 鳥取県公報

平成 28 年 6 月 7 日 (火)  
第 8 8 0 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (402) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (403) (〃) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (404) (農地・水保全課) . . . . . 2
	漁船法による指定検認機関の名称等の変更 (405) (水産課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (406) (東部農林事務所) . . . . . 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (407) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (408) (〃) . . . . . 4
	土地改良区の役員の就退任 (409) (西部総合事務所農林局) . . . . . 4
◇ 公 告	平成28年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . . 5
	平成28年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) . . . . . 7
	平成28年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (〃) . . . . . 10
	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 14
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 16
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課) . . . . . 17

# 告 示

## 鳥取県告示第402号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 6 月 7 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社スカイム・イレブン	デイサービスセンター天然温泉ほんわ館	鳥取市吉岡温泉町 168-1	平成 28 年 6 月 1 日	通所介護

## 鳥取県告示第403号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 6 月 7 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人だんのさと	デイサービスセンター暖の里	鳥取市吉岡温泉町 52-1	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第404号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を平成 28 年 5 月 31 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 28 年 6 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第405号

漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 47 条において準用する同法第 32 条第 2 項に規定する指定検認機関の名称等の変更届出があったので、同法第 47 条において準用する同法第 32 条第 3 項の規定により、次の表のとおり告示する。

平成 28 年 6 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更後	変更前
1 指定検認機関の名称及び所在地 株式会社 M S T C <u>鳥根県松江市東出雲町意宇東三丁目 2-4</u>	1 指定検認機関の名称及び所在地 株式会社 M S T C <u>鳥根県松江市美保関町森山 539-3</u>
2 検認の業務を行う事務所の所在地 鳥根県松江市美保関町森山 539-3	2 検認の業務を行う事務所の所在地 鳥根県松江市美保関町森山 539-3

## 鳥取県告示第406号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 28 年 6 月 7 日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 内 肇	岩美郡岩美町大字岩常536
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555-4
〃	橋 本 友 幸	岩美郡岩美町大字白地490
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
〃	楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
〃	飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
〃	橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447
〃	岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881-1
〃	高 垣 進 也	岩美郡岩美町大字岩井850-8
〃	横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123
〃	森 田 和 邦	岩美郡岩美町大字池谷294
〃	前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
〃	谷 口 和 義	岩美郡岩美町大字延興寺53
〃	難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
〃	米 村 文 秀	岩美郡岩美町大字大谷2382
〃	成 瀬 博 文	岩美郡岩美町大字長谷868
〃	大 森 彰 稔	岩美郡岩美町大字馬場85
〃	谷 口 博 義	岩美郡岩美町大字相山37
〃	北 村 量 弘	岩美郡岩美町大字荒金360-1
〃	瀧 山 義 則	岩美郡岩美町大字小田180-1
監 事	田 中 展 昌	岩美郡岩美町大字池谷59
〃	澤 貢	岩美郡岩美町大字大谷834-2
〃	美 波 幸 治	岩美郡岩美町大字岩常460

平成28年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
〃	飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555-4
〃	橋 本 友 幸	岩美郡岩美町大字白地490
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
〃	山 本 勝 義	岩美郡岩美町大字岩常475-1
〃	橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447
〃	岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881-1
〃	横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123
〃	森 田 和 邦	岩美郡岩美町大字池谷294
〃	前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
〃	谷 口 和 義	岩美郡岩美町大字延興寺53
〃	難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
〃	米 村 文 秀	岩美郡岩美町大字大谷2382

- 〃 成 瀬 博 文 岩美郡岩美町大字長谷868
  - 〃 大 森 彰 稔 岩美郡岩美町大字馬場85
  - 〃 滝 山 節 夫 岩美郡岩美町大字小田192
  - 〃 谷 口 博 義 岩美郡岩美町大字相山37
  - 〃 中 島 隆 敏 岩美郡岩美町大字岩井574
  - 〃 北 村 量 弘 岩美郡岩美町大字荒金360－ 1
  - 〃 米 山 勝 岩美郡岩美町大字外邑281
  - 監 事 田 中 展 昌 岩美郡岩美町大字池谷59
  - 〃 澤 貢 岩美郡岩美町大字大谷834－ 2
  - 〃 美 波 幸 治 岩美郡岩美町大字岩常460
- 平成28年 4 月 1 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第407号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成28年 6 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 e v e r g r e e n	米子市米原一丁目 8 - 13	放課後等デイサービスフリージア	米子市米原一丁目 8 - 13	放課後等デイサービス	平成 28 年 6 月 1 日

鳥取県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年 6 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障 害 福 祉 サービスの種類	指定年月日
N. K. C ナーシングコアコーポレーション合同会社	米子市旗ヶ崎二丁目 10 - 21	メディカルヘルパーステーション	米子市旗ヶ崎二丁目 10 - 21	居宅介護、重度訪問介護	平成 28 年 6 月 1 日

鳥取県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 6 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 稔 西伯郡伯耆町吉定839

〃 野 坂 利喜雄 米子市石州府433  
 〃 伊 達 孝 志 米子市尾高1168  
 平成28年4月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 稔 西伯郡伯耆町吉定839  
 〃 野 坂 利喜雄 米子市石州府433  
 〃 伊 達 孝 志 米子市尾高1168  
 平成28年5月1日就任 任期4年

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成29年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成28年6月7日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称  
平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（2回目））
- 2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		4名程度
警察官（女性）		1名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職  
警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職
- 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額213,900円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

- 5 受験資格  
受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。
  - （1） 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成29年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの
  - （2） 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者
    - ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位3段以上を有する者
    - イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位3段以上を有する者

- 6 第1次試験
  - （1） 試験種目  
教養試験（多肢選択式）及び適性検査
  - （2） 試験期日  
平成28年9月18日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101  
鳥取県西部総合事務所 米子市糺町一丁目160

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成28年11月10日（木）及び同月11日（金）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5  
鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。  
また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成28年10月5日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成28年12月15日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として2年間とする。

なお、採用は、原則として平成29年4月1日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成29年4月2日以降の採用となる場合がある。

## 11 受験手続

### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

### (3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年7月29日（金）午前0時から8月10日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成28年7月29日（金）から8月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成28年8月15日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

---

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成29年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成28年6月7日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 1 試験の名称

平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

### 2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	24名程度
警察官（女性）	3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

### 3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

### 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額171,700円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

### 5 受験資格

昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成29年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

### 6 第1次試験

#### (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

#### (2) 試験期日

平成28年9月18日（日）

#### (3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県西部総合事務所 米子市糺町一丁目160

### 7 第2次試験

#### (1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

#### (2) 試験期日

平成28年11月1日（火）及び同月2日（水）（予定）

#### (3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

### 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法



## (1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

## (2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

## 9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

## (1) 第 1 次試験合格者

平成 28 年 10 月 5 日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

## (2) 採用候補者

平成 28 年 11 月 25 日（金）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

## 10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 2 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 29 年 4 月 1 日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成 29 年 4 月 2 日以降の採用となる場合がある。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

## (3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 28 年 7 月 29 日（金）午前 0 時から 8 月 10 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

## (ア) 受付期間

平成 28 年 7 月 29 日（金）から 8 月 15 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 28 年 8 月 15 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものにより受け付ける。

## (イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

-----  
職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成29年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成28年6月7日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 1 試験の名称

平成28年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）

### 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	7名程度
土木	2名程度
警察事務	6名程度
保育士	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

### 3 対象となる職

#### (1) 一般事務、土木及び保育士

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

#### (2) 警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

### 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

- (1) 一般事務、土木及び警察事務 147,400円
- (2) 保育士 161,400円

### 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

#### (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

##### ア 一般事務及び土木

平成7年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成29年3月31日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

##### イ 警察事務

平成 5 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

ウ 保育士

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 18 第 1 項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成 29 年 5 月 31 日までにこの登録を受ける見込みの者

(2) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 29 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験(多肢選択式)、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験(多肢選択式)及び適性検査

(注) 適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考及び採用候補者の決定に使用するものとする。

ウ 土木及び保育士

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成 28 年 9 月 25 日(日)

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町 86

7 第 2 次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については人事委員会が実施し、警察事務については第 2 次試験以降の採用候補者発表の事務を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木及び保育士

人物試験(集団討論及び個別面接)

イ 警察事務

人物試験(個別面接)、作文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務、土木及び保育士

平成28年10月下旬（予定）

イ 警察事務

平成28年10月28日（金）（予定）

(4) 試験会場

ア 一般事務、土木及び保育士

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察事務にあつては適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

イ 土木及び保育士

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

ウ 土木及び保育士

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成28年10月5日（水）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成28年11月中旬（警察事務は11月25日（金））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎（警察事務については警察本

部庁舎) の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

#### 10 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 29 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(1)のウの(イ)又は 5 の(2)に定める期日までにこれらに定める資格等を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

#### 11 受験手続

##### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

##### (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)の電子申請の受付サービス(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>)を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法

##### (3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 28 年 7 月 29 日(金)午前 0 時から同年 8 月 10 日(水)午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 28 年 7 月 29 日(金)から同年 8 月 15 日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 28 年 8 月 15 日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp)に行うこと。ただし、警察事務に係る第 2 次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271 電話(代表) 0857-23-0110)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成28年6月7日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)

エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)

(2) 講習の区分

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成28年9月5日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成28年9月6日(火)、7日(水)、9日(金)及び12日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成28年9月8日(木)	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成28年9月13日(火)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成28年9月8日(木)	午前11時から午後5時10分まで
		平成28年9月9日(金)及び12日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
平成28年9月13日(火)		午前8時30分から午後1時まで	
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	平成28年9月5日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成28年9月6日(火)、7日(水)及び12日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成28年9月9日(金)	午後1時20分から午後5時10分まで
		平成28年9月13日(火)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成28年9月9日(金)	午後0時50分から午後5時10分まで
		平成28年9月12日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
平成28年9月13日(火)		午前8時30分から午後1時まで	
4号警備業務	新規取得講習	平成28年9月5日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成28年9月6日(火)及び7日(水)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成28年9月8日(木)	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成28年9月9日(金)	午前8時30分から午前11時20分まで
		平成28年9月13日(火)	午前8時30分から午後1時まで

	追加取得講習	平成28年 9 月 8 日 (木)	午前11時から午後 5 時10分まで
		平成28年 9 月 9 日 (金)	午前 8 時30分から午前11時20分まで
		平成28年 9 月13日 (火)	午前 8 時30分から午後 1 時まで

## 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

## 4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度  
 (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

## 5 講習事項

## (1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。  
 イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。  
 ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。  
 エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。  
 オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

## (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

## 6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

## (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者  
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの  
 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者  
 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

## 7 受講申込書の受付期間

平成28年7月4日（月）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

## 8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

## 9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係

る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいづれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年6月7日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年7月3日 午後1時から午後 3時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成28年7月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成28年7月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
-----	-----	---------	------	------



平成28年7月19日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年7月26日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃
平成28年7月26日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習科目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月7日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 調達件名及び数量 電子カルテシステム（NEWTONS 2） 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年5月13日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ソフトウェア・サービス  
大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目6-1

- 5 契 約 金 額 97,254,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方から導入した物品に関連する物品の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をすると既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院医療情報管理室  
及び所在地 鳥取市江津730